

景観のまちづくり

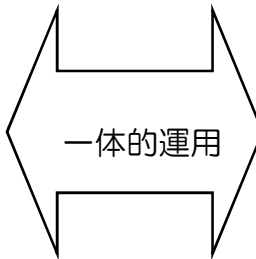
【目標】自然環境、歴史、文化などの資源とともに、地域力を活かした世界に誇ることができる多彩で魅力的な景観のあるまちをめざします。

◎景観計画 ～景観のまちづくりを進めるための基本的な計画～

◎景観条例 ～景観計画を運用していくために必要な事項を規定～

★景観計画に定める事項（景観法第8条 ◎：必須 ○：努力）

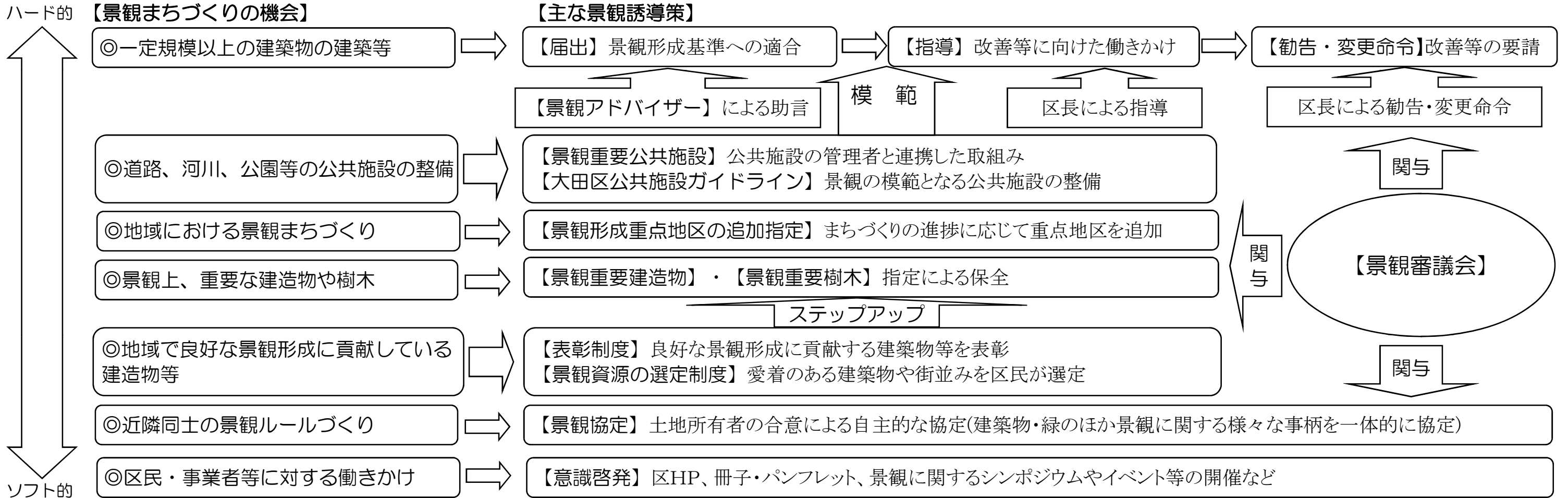
- ◎区域：大田区全域
- ◎景観形成基準（良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項）
 - 【市街地類型】市街地の特性に応じた景観づくり
 - 【景観資源】景観資源を活かした景観づくり
 - 【景観形成重点地区】区として重点的に進める景観づくり
 - 【色彩に関する基準】
- ◎景観重要建造物・景観重要樹木（対象がある場合）
- 景観形成に関する方針
 - 【基本方針1】地形、水辺、緑などの自然を活かした景観づくり
 - 【基本方針2】歴史と文化を活かした景観づくり



★目的・基本理念、区、区民及び事業者の責務、景観計画の策定等を規定

- ◎第1章 総則
 - 目的、基本理念、区、区民及び事業者の責務、東京都又は隣接区市との協議
- ◎第2章 景観計画の策定等
 - 景観計画、策定の手続き、景観計画区域の区分等
- ◎第3章 行為の規制等
 - 届出対象行為等、事前協議、行為完了の報告、指導、勧告の公表
- ◎第4章 景観重要建造物等
 - 指定等の公表、管理の方法の基準、滅失等の届出、所有者等の変更の届出
- ◎第5章 良好な景観形成の実現
 - 景観資源の選定、景観協定、表彰、景観審議会、景観アドバイザー

◎景観のまちづくりの推進 ～様々なまちづくりの機会等を捉えた良好な景観形成に向けた誘導～



◎他法・他施策との連携 ～総合的な景観まちづくり施策の推進～

- 【都市計画関係】**
 - 地区計画
 - 高度地区
 - 風致地区
- 【まちづくり計画関係】**
 - 蒲田駅周辺地区ランドデザイン
 - 大森駅周辺地区ランドデザイン
 - 空港臨海部グランビジョン2030
- 【緑・環境関係】**
 - グリーンプランおおた
 - 大田区みどりの条例
 - 大田区環境基本計画
- 【まちづくり条例】**
 - 地域力を生かした大田区まちづくり条例
- 【屋外広告物】**
 - 東京都屋外広告物条例